

3 教義第 632 号
令和 4 年（2022 年）1 月 13 日

市町村（学校組合）教育委員会 教育長 様

長野県教育員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症対策に向けて御取組いただき感謝申し上げます。
さて、このことについて、県立中学校・高等学校・特別支援学校においては、別紙のとおり対応しますので御承知いただくとともに、貴教育委員会においても、適切に御対応いただきますようお願いいたします。
なお、貴市町村管下の幼稚園に対しましても御配慮いただきますようお願いいたします。

| |
|---|
| 長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係 （課長）桂本和弘 （担当）三ツ井邦仁、河手正彦 電話 026-235-7426（直通） 026-232-0111（代表）内線 4338 FAX 026-235-7494 E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp |
|---|

3 教高第 625 号
3 教特第 416 号
3 教学第 623 号
3 教保第 393 号
3 教ス第 293 号

令和 4 年（2022 年）1 月 13 日

県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

県内において、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急速に増えており、本日、全県の感染警戒レベルが 4 に引き上げられ、「新型コロナウイルス特別警報 I」が発出されるとともに、全県に「医療警報」が発出されました。

県立学校においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」により感染症対策を実施して教育活動を進めているところですが、今般の状況を踏まえ、下記のとおりとしますので、今後の学校運営に遺漏のないようお願いいたします。

記

(1) 児童生徒や教職員、その家族が体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、児童生徒、教職員はその間登校、出勤しないことを徹底するとともに、異変を感じた者の医療機関の受診を呼びかける。

また、登校できない児童生徒に対しては、オンライン授業や自宅での課題学習等を併用しながら、学びを保障する。

(2) 感染力が高いオミクロン株に対応するため、県立学校においては、同ガイドラインに規定する感染警戒レベル 5 の対策を実施する。

| | |
|---|--|
| 高校教育課管理係 （課長）服部靖之 （担当）松原雄一 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp | 特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸 （担当）勝又和彦 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp |
| 学びの改革支援課高校教育指導係、義務教育指導係 （課長）曾根原好彦（担当）廣田昌彦、臼井 学 電話 026-235-7435（直通）内線 4390 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp | 保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp |
| スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英 （担当）小林秀樹 電話 026-235-7448（直通）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp | |